

高知県肝炎ウイルス検診等実施指針

第1 目的

肝炎ウイルスの持続感染者の中には自覚症状がなく、感染に気付いていない者が多くおり、また、慢性肝炎や更には肝硬変、肝がんへと移行する可能性があることから、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、県民が自らの肝炎ウイルスの感染状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。

第2 事業

1 事業主体

事業の実施主体は市町村とし、県及び関係機関の協力により事業を実施するものとする。

2 対象者

- (1) 当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満40歳となる者（ただし、医療保険各法その他の法令等に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者又は受けることを予定している者は除くものとするが、結果的に受けられなかった者については、この限りではない。）。
- (2) 当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満41歳以上となる者であって、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者。

なお、当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及びその他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断（以下「特定健診等」という。）において肝機能検査の数値に異常がみられた者であり、かつ本検診の受診を希望する者については、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者であっても受診することができるが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨するものとする。

3 実施に当たっての基本的事項

- (1) 肝炎ウイルス検診は、原則として特定健診等に併せて行うなど、地域の実情を十分に考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を選定すること。
- (2) 肝炎ウイルス検診の実施方法、実施時期、実施場所等の実施計画を作成すること。
- (3) 肝炎ウイルス検診及び陽性者のフォローアップは、実施体制、精度管理の状況等から判断して適当と認められる実施機関（以下「検査機関」という。）に委託できるものとする。
- (4) 肝炎ウイルス検診の実施に当たっては、広報等により、その意義や実施の日時、場所、方法等に加え、特定健診等の対象者であっても、本検診の対象者となりうることをあらかじめ十分に地域住民に対し周知徹底すること。
- (5) 肝炎ウイルス検診の更なる受診促進を図るため、地域における実施状況等を踏まえ、特定健診等他検診で行う個別通知の案内等と併せて通知等を配布することによ

り、受診の勧奨を行うことができるものとする。

なお、個別通知の方法等については、連携する他検診の担当部局等と協議の上行うものとし、個別勧奨に用いる様式は様式1又はそれに準じる内容で作成されるものとする。

- (6) 肝炎ウイルス検診の更なる受診促進を図るため、当該年度において、原則として40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者が肝炎ウイルス検診を受けた場合の費用については、受診者からは徴収しないことができるものとする。なお、実施する場合に一層の効果を上げるため、前項にある連携での個別通知の実施も併せて行われることが望ましい。
- (7-5) その他、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、肝炎ウイルス検診を円滑に行うことができるよう体制の整備に努めること。

第3 肝炎ウイルス検診の実施方法

1 検診項目

検診の項目は、問診、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

2 検診手順

(1) 問診

問診においては、特定健診等の問診項目に加え、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在B型及びC型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、様式2「肝炎ウイルス検診問診票」を参考に聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) 採血

採血にあたっては、HBs抗原検査及びHCV抗体検査用スピッツ（約3ml）、核酸増幅検査（NAT）用スピッツ（約8ml）の2本のスピッツを準備し、それぞれに採血する。特に核酸増幅検査（NAT）用スピッツは、コンタミネーションを避け検査を正確に期すため必ず専用のスピッツに採血する。

なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

(3) B型肝炎ウイルス検査

- ・ HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(4) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体の検出

本指針においては、本検査を省略することができるが、実施する場合は、HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。

イ HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することが出来るHCV抗体測定系を用いること。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。

3 肝炎ウイルス検診の結果の判定（様式4 ーうら参照）

(1) B型肝炎ウイルス検査

・ HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体の検出

HCV抗体の検出を行い、陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。

陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検診に携わる医師が行うものであること。

4 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）については、精密検査実施医療機関（以下「精密機関」という。）への受診を勧奨するとともに、必要により本人の同意を得た上で下記第4に示すフォローアップを行う。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性は低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

5 結果の通知

(1) 市町村への通知

検査機関は、様式3「肝炎ウイルス検診結果一覧表」を作成し、速やかに市町村へ通知すること。

(2) 受診者への通知等

市町村は、(1)の様式3「肝炎ウイルス検診結果一覧表」により様式4「肝炎ウイルス検診結果通知書」を作成し、受診者に通知すること。なお、通知にあたっては受診者のプライバシー保護を十分考慮した方法をとること。

(3) 精密検査が必要な者への通知等

市町村は、受診者のうち、陽性者に対しては、(2)の送付時に様式5「肝炎ウイルス検診精密検査依頼書兼精密検査結果通知書」及びパンフレット等を同封して、精密機関で速やかに受診するよう指導するとともに、受診結果の把握に努める。

陽性者は、様式5「肝炎ウイルス検診精密検査依頼書兼精密検査結果通知書」を精密機関に提示し、精密検査を受診する。

精密機関は、検査終了後「精密検査結果通知書」により検査結果を市町村に報告する。

なお、精密機関は、肝疾患に関する専門医療機関であることが望ましい。

第4 陽性者のフォローアップ（別紙、フローチャート参照）

1 市町村は、陽性者の治療状況を把握するため、様式6-1「B型肝炎陽性者台帳」及び様式6-2「C型肝炎陽性者台帳」を参考に台帳を作成し、精密機関からの報告により適宜台帳を整備する。

2 市町村は、陽性者に結果を通知した後、3ヶ月を経過しても精密機関からの報告がない場合は、陽性者に対して聞き取り等を行い、速やかに受診するよう勧奨することによりフォローアップを行うものとする。

3 市町村は、精密機関の精密検査結果が『経過観察』もしくは『その他』となっている陽性者の治療状況を把握するため、必要により様式7の例による同意書等により本人の同意を得た上で、年1回程度、陽性者に対して聞き取りを行い、受診状況等を確認し、未受診の場合には受診を勧奨すること。

確認した内容については、様式8「肝炎ウイルス検診陽性者経過観察記録票」及び様式6-1「B型肝炎陽性者台帳」または様式6-2「C型肝炎陽性者台帳」に状況を追記すること。

4 陽性者へのフォローアップについては、原則、肝疾患の治療開始が確認されるまでとする。

5 フォローアップの実施に当たっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、地域の医療機関などと十分な連携を図って行うこと。

6 フォローアップは、県等からの情報提供により把握した本事業以外の陽性者についても対象とすることができる。

また、フォローアップの対象者を県等へ情報提供することにより、県が行うフォローアップ等事業におけるフォローアップの対象とすることができる。

第5 管理

- 1 検診機関は、事業終了後、実績を様式9「肝炎ウイルス検診実績報告書」により、翌年4月末までに市町村へ報告することとする。
- 2 市町村は、県から依頼のある場合は、精密検査対象者の精密検査結果を、様式10-1「B型肝炎精密検査結果集計表」及び様式10-2「C型肝炎精密検査結果集計表」にて報告することとする。

第6 評価

県は、この指針に基づき実施した肝炎ウイルス検診の結果については、必要に応じて高知県感染症対策協議会肝炎対策部会で検討する。

第7 検診の精度管理

県は、肝炎ウイルス検査従事者の技術向上による検査の精度確保を図るため、必要に応じて肝炎ウイルス検査従事者指導講習会を行う。

第8 その他の留意事項

- 1 肝炎ウイルス検診、健康相談及び健康教育の実施に当たっては、分かりやすいパンフレットやQ&Aを活用するなど、住民に対して、肝炎の基礎知識が理解できるような普及啓発を心がけること。
- 2 判定結果の通知及び陽性者のフォローアップの実施に際しては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払うこと。
- 3 事後の保健指導や医療機関への受診勧奨、陽性者のフォローアップについては、地域の医療機関や都道府県などと十分な連携を図って行うこと。
なお、その他健康増進事業に係る共通の事項及び必要事項については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく市町村が行う健康増進事業について」（平成20年3月31日健発第0331026号）によるものとする。

附 則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この指針の一部変更は、平成14年4月8日から施行する。

附 則

この指針の一部変更は、平成14年4月12日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この指針の一部変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この指針の一部変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針の一部変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この指針の一部変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針の一部変更は、平成29年4月1日から施行する。